

Akaike Guest House 使用規則

〔平成 22 年 5 月 10 日
制 定〕

最近改正 令和 6 年 3 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、Akaike Guest House（以下「ゲストハウス」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(運営委員会)

第 2 条 宿泊施設の運営に関する重要事項を審議するため、ゲストハウス等運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(使用者の資格)

第 3 条 ゲストハウスを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 情報・システム研究機構において共同利用・研究に従事する者（家族を含む）
- 二 他の大学共同利用機関法人又は国立大学法人等において研究教育に従事する者（家族を含む）
- 三 その他運営委員会委員長（以下「委員長」という。）が適当と認めた者

(使用期間)

第 4 条 ゲストハウスの使用期間は、一の申請につき、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第 1 号に掲げる者は、1 年以内とする。
- 二 前条第 2 号に掲げる者は、1 ヶ月以上 3 ヶ月以内とする。
- 三 前条第 3 号に掲げる者は、1 年以内で委員長が必要と認める期間とする。

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、延長等期間の取り扱いについては、委員長が個別に判断する。

(使用の手続)

第 5 条 ゲストハウスを使用しようとする者は、次の区分に従い、別紙使用申込書に必要事項を記入の上、受入教職員を通じて本部事務局立川管理室資産管理・検収係（以下「担当係」という。）へ提出して、委員長の許可を受けなければならない。

- 一 第 3 条第 1 号に掲げる者については、使用期間が 1 ヶ月以上 1 年以内の場合は使用しようとする日の 1 年前の日以降、使用期間が 1 週間以上 1 ヶ月未満の場合は使用しようとする日の 6 ヶ月前の日以降、使用期間が 1 週間未満の場合は使用しようとする日の 3 ヶ月前の日以降
- 二 第 3 条第 2 号に掲げる者については、使用しようとする日の 1 ヶ月前の日以降
- 三 第 3 条第 3 号に掲げる者については、使用期間にかかわらず、使用しようとする日の 1

ヶ月前の日以降

(使用料)

第6条 ゲストハウスの使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用開始前に納付しなければならない。ただし、使用期間が2ヵ月以上の場合には、使用開始前に当月分及び翌月分を納付し、翌々月以降の使用料については、毎月使用月の前月の25日（当日が土曜、日曜、祝日、休日に当たる場合はその翌業務日）までに納付しなければならない。

2 前項に定める使用開始前の納付について、本人の申出により、運営委員会の定めるところにより、支払いを猶予することができる。

3 既納の使用料は、天災その他委員長が返還する必要があると認めた場合を除き返還しない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、次の各号に留意しなければならない。

- 一 火災、盗難その他の事故防止に努めること。
- 二 建物、設備、備品等を丁寧に扱うこと。
- 三 他の使用者に迷惑を及ぼさないこと。

(原状回復等)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により、建物、設備、備品等をき損又は滅失したときは、遅滞なくこれを原状回復又はその損害を賠償しなければならない。

(使用の取消し等)

第9条 委員長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- 一 第4条に定める使用申込書に虚偽の記載があったとき。
- 二 第6条に定める使用料を第6条に定める日までに納入せず、督促を受けてもなお納入しないとき。
- 三 その他ゲストハウスの維持管理に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

(管理)

第10条 ゲストハウスの業務は、担当係において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、ゲストハウスの使用に関し必要な事項は、運営委員会の議に基づき定める。

附 則

この規則は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。